

## 7 公平審査

### (1) 勤務条件に関する措置の要求

#### ア 措置要求の概要

職員から、地公法第 46 条の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるよう要求があった場合、人事委員会は、事案について審査を行い、これを判定し、その結果に基づいて、人事委員会の権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については、その権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告を行う。

#### イ 措置要求の件数（平成 28 年度から令和 2 年度まで）

年 度		H28			H29			H30			R1			R2			
区 分		新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	
事 案 数		1	0	1	1	0	1	8	0	8	6	2	8	4	1	5	
審 査 結 果	却 下	1	0	1	0	0	0	2	0	2	2	1	3	2	0	2	
	判 定	受理後 の却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		棄却	0	0	0	0	0	0	4	0	4	2	0	2	1	1	2
		認容	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
取 下 げ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	
翌年度へ係属		0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	1	1	0	1	

ウ 措置要求の処理状況

	事案番号	要求者	要求事項	受付日	審査結果			取下げ	係属状況
					却下	判定			
						受理後の却下	棄却		
前年度から係属	令和2年人委(措)第1号	市長部局事務職員	要求者に対する威圧的な行動を改めること等	R2.3.17		R2.8.7	R2.8.7		
令和2年度新規	令和2年人委(措)第2号	市立中学校教員	教職員に必要な分のマスクを速やかに支給すること等	R2.4.9			R2.7.7		
	—	市立中学校教員	常勤講師に対して日割計算で算出した交通費を支払うこと等	R2.6.10	R2.6.30				
	令和3年人委(措)第1号	市立中学校教員(非常勤教諭)ほか8名	非常勤教諭について時間外勤務の実態調査を行うこと等	R3.1.27					○
	—	市立中学校教員	当該中学校の全職員に対し、正しい業務量と勤務時間の管理を行うこと等	R3.3.15	R3.3.30				

(2) 不利益処分についての審査請求

ア 審査請求の概要

職員から、地公法第49条の2の規定に基づき、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会は、その事案について口頭審理等の方法により審査を行い、審査の結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要があるときは、任命権者に対して職員が当該処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行う。

イ 審査請求の件数（平成 28 年度から令和 2 年度まで）

年 度		H28			H29			H30			R1			R2			
区 分		新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	
事 案 数		0	0	0	0	0	0	1	0	1	5	0	5	0	4	4	
審 査 結 果	却 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	裁 決	受理後 の却下	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
		承認	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
		修正 ・取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取 下 げ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	
翌年度へ係属		0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	1	1	

ウ 審査請求の処理状況

	事案番号	審査請求人	処分 内容	受付 日	口頭審理・ 書面審理	審査結果					取下げ	係属 状況	
						却 下	裁 決						
							受 理 後 の 却 下	処 分 承 認	処 分 修 正	処 分 取 消			
前 年 度 か ら 係 属	令和元年 人委（審） 第1号	市立高等学校 教員	停職	R1. 8. 23	口頭審理 2(1) 書面審理 4			R2. 10. 23					
	令和元年 人委（審） 第3号	市立高等学校 教員	休暇、 職免 及び 休職	R1. 8. 23	書面審理 8(3)		R2. 11. 17	R2. 11. 17					
	令和元年 人委（審） 第4号	市立中学校 教員	減給	R1. 11. 1	口頭審理 2(2)								○
	令和2年 人委（審） 第1号	市立高等学校 教員	休職	R1. 12. 20	書面審理 8(3)			R2. 11. 17					

※口頭審理・書面審理の（ ）は、令和2年度実施分

※令和元年人委（審）第3号事案と令和2年人委（審）第1号事案は併合して審理を行った。

### (3) 訴訟

#### ア 概要

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての審査請求（以下「措置要求等」という。）の判定・裁決等（以下「判定等」という。）については、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき、判定等の取消しの訴えを提起することが可能である。

人事委員会の権限に属する訴訟事務について、迅速かつ難易度等に応じた柔軟な対応を行うために、名古屋市人事委員会の権限に属する訴訟事務の委任に関する規則により、事務局長にその事務を委任している。

#### イ 措置要求等の判定等に係る取消請求事件の件数（平成 28 年度から令和 2 年度まで）

年 度		H28			H29			H30			R1			R2		
区 分		新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計
事 件 数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
進 行 状 況	判 決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
	取下げ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ係属		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0